

# 第IV部

## 防衛力を構成する 中心的な要素など

### 第1章

人的基盤と衛生機能の強化

### 第2章

防衛装備・技術に関する諸施策

### 第3章

情報機能の強化

### 第4章

高い練度を維持・向上する  
自衛隊の訓練・演習

### 第5章

地域社会や環境との共生に関する取組

## 第1節 人的基盤の強化

防衛大綱は、防衛力の中核は自衛隊員であり、自衛隊員の人材確保と能力・士気の向上は防衛力の強化に不可欠としている。そして、これらは人口減少と少子高齢化の急速な進展によって喫緊の課題となっており、防衛力の持続性・強靱性の観

点からも、人的基盤の強化をこれまで以上に推進していく必要があるとしている。

これまで行われてきた取組を含め、人的基盤の強化に関する取組を、以下で説明する。

## 1 募集・採用

## 1 募集

防衛省・自衛隊が各種任務を適切に遂行するためには、質の高い人材を確保することが必要不可欠である。防衛省・自衛隊に対する国民の期待が高まる一方で、社会の少子化・高学歴化の進展などにより、自衛官の採用環境は、厳しい状況にある。このような状況において、防衛省・自衛隊は、募集対象者などに対して、自衛隊の任務や役割、職務の内容、福利厚生、礼遇などを丁寧に説明し、確固とした入隊意思を持つ優秀な人材を募る必要がある。

このため、防衛省・自衛隊では、全国50か所に自衛隊地方協力本部を置き、地方公共団体、学校、募集相談員などの協力を得ながら、厳しい採用環境の中、きめ細やかに、かつ、粘り強く自衛官等の募集・採用を行っている。なお、地方公共団体は、募集期間などの告示や広報宣伝を含め、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うこととされており、防衛省はこれに要する経費を負担している。また、募集に関する事務の円滑な遂行のために必要な募集対象者情報の提出を含め、所要の協力が得られるよう地方公共団体などとの連携を強化している。



自衛隊地方協力本部長による説明会の様子



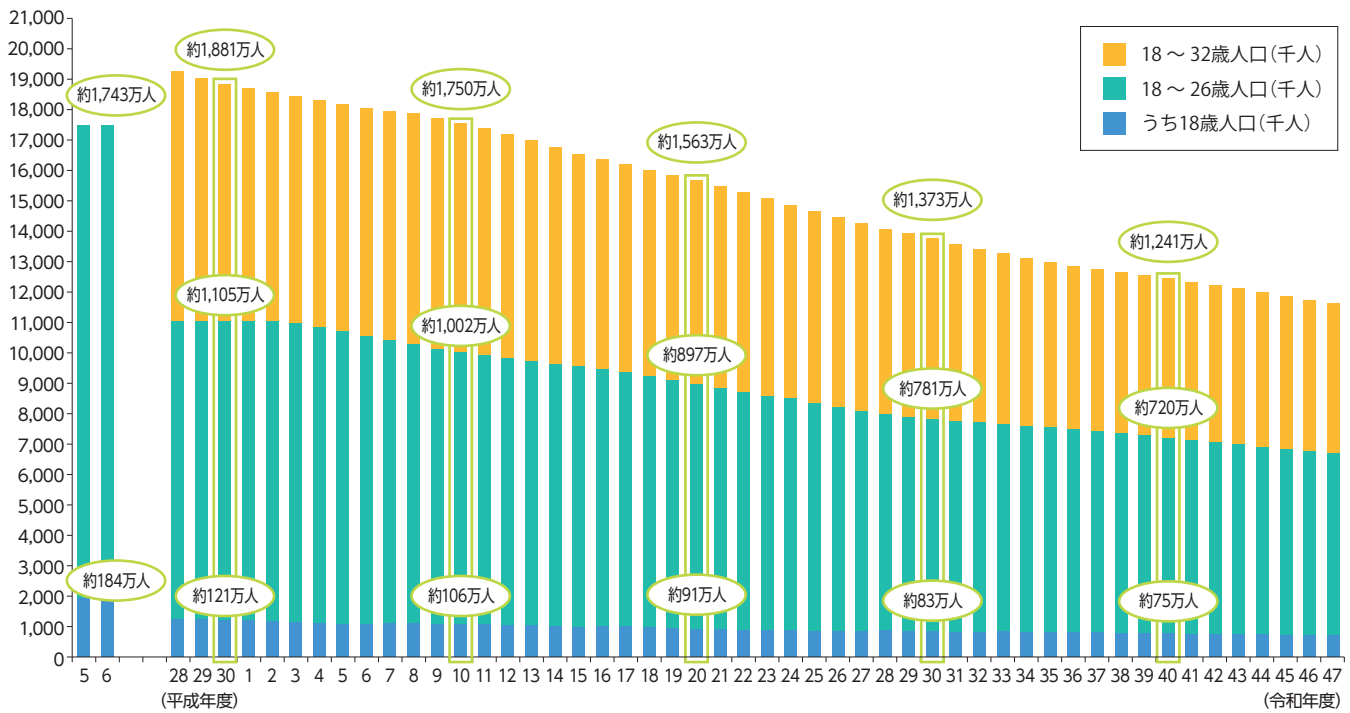
高校生に対するオンライン説明会の様子



動画：令和2年度自衛官採用CM

URL：[https://www.youtube.com/watch?v=Jtxwcm\\_YCCo](https://www.youtube.com/watch?v=Jtxwcm_YCCo)

図表Ⅳ-1-1-1 採用対象人口の推移



資料出典:平成5(1993)年度及び平成6(1994)年度は、総務省統計局「我が国の推計人口(1920年～2000年)」及び「人口推計年報」による。  
平成28(2016)年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2017年4月の中位推計値)による。

## 2 採用

### (1) 自衛官

自衛官は、個人の自由意志に基づく志願制度のもと、様々な区分に応じて採用される。なお、自衛官の採用年齢について、民間企業での勤務経験を有する者など、より幅広い層から多様な人材を確保するため、2018年、一般曹候補生及び自衛官候補生の採用上限年齢を「27歳未満」から「33歳未満」に引き上げた。

さらに、2020年、任期制自衛官(自衛官候補生)の質の向上を図るとともに、多様な経歴・能力を有する人材を確保するため、自衛官候補生試験の見直しを行った。

参照 図表Ⅳ-1-1-1(採用対象人口の推移)  
図表Ⅳ-1-1-2(自衛官の任用制度の概要)

自衛官は、その職務の特殊性から、自衛隊の精強性を保つため、階級ごとに職務に必要とされる知識、経験、体力などを考慮し、大半が50歳代半ばで退職する「若年定年制」や2、3年を1任期と

して任用する「任期制」など、一般の公務員とは異なる人事管理<sup>1</sup>を行っている。

採用後は、各自衛隊の教育部隊や学校で基本的な教育訓練を受けた後、希望や適性などに応じて職種が決定され、全国の部隊などで勤務する。

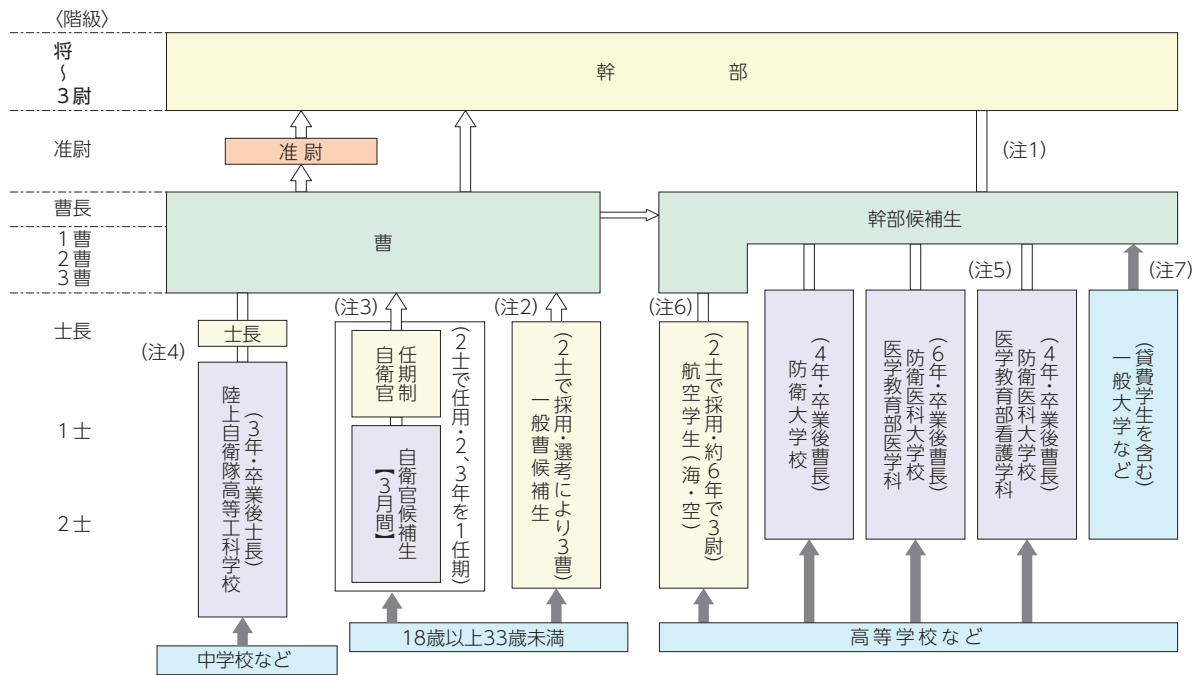
参照 資料50(自衛官の定員及び現員並びに自衛官の定数と現員数の推移)  
資料51(自衛官などの応募及び採用状況(令和2(2020)年度))



入隊式に臨む陸自新入隊員

1 国家公務員法第2条に定められた特別職の国家公務員として位置づけ

図表IV-1-1-2 自衛官の任用制度の概要



【凡例】 ◀ : 試験又は選考 ◀◀ : 採用試験 ◻ : 課程修了後任命

- (注1) 医科・歯科・薬剤幹部候補生については、医師・歯科医師・薬剤師国家試験に合格し、所定の教育訓練を修了すれば、2尉に昇任する。
- 2 一般曹候補生については、最初から定年制の「曹」に昇任する前提で採用される「士」のこと。平成18(2006)年度まで「一般曹候補生」及び「曹候補生」の二つの制度を設けていたが、両制度を整理・一本化し、平成19(2007)年度から一般曹候補生として採用している。
- 3 自衛官候補生については、任期制自衛官の初期教育を充実させるため、2010年7月から、入隊当初の3か月間を非自衛官化して、定員外の防衛省職員とし、基礎的教育訓練に専従させることとした。
- 4 陸上自衛隊高等工学校については、将来陸上自衛隊において装備品を駆使・運用するとともに、国際社会においても対応できる自衛官となる者を養成する。平成22(2010)年度の採用から、自衛官の身分ではなく、定員外の新たな身分である「生徒」に変更した。新たな生徒についても、通信教育などにより生徒課程終了時(3年間)には、高等学校卒業資格を取得する。平成23(2011)年度の採用から、従来の一般試験に加えて、中学校校長などの推薦を受けた者の中から、陸上自衛隊高等工学校生徒として相応しい者を選抜する推薦制度を導入した。
- 5 3年制の看護学生については、平成25(2013)年度をもって終了し、平成26(2014)年度より、防衛医科大学校医学教育部に4年制の看護学科が新設された。
- 6 航空学生については、採用年度の4月1日において、海上自衛隊にあっては年齢18歳以上23歳未満の者、航空自衛隊にあっては年齢18歳以上21歳未満の者を航空学生として採用している。
- 7 貸費学生については、現在、大学及び大学院(専門職大学院を除く)で医・歯学、理工学を専攻している学生で、卒業(修了)後、その専攻した学術を活かして引き続き自衛官に勤務する意思を持つ者に対して防衛省より学資金(54,000円/月額)が貸与される。

図表IV-1-1-3 予備自衛官などの制度の概要

	予備自衛官	即応予備自衛官	予備自衛官補
基本構想	●防衛招集命令などを受けて自衛官となって勤務	●防衛力の基本的な枠組みの一部として、防衛招集命令などを受けて自衛官となって、あらかじめ指定された陸自の部隊で勤務	●教育訓練修了後、陸自又は海自の予備自衛官として任用
採用対象	●元自衛官、元即応予備自衛官、元予備自衛官	●元自衛官、元予備自衛官	(一般・技能共通) ●自衛官未経験者(自衛官勤務1年未満の者を含む。)
採用年齢	●士：18歳以上55歳未満 ●幹・准・曹：定年年齢に2年を加えた年齢未満	●士：18歳以上50歳未満 ●幹・准・曹：定年年齢から3年を減じた年齢未満	●一般は、18歳以上34歳未満、技能は、18歳以上で保有する技能に応じ53歳から55歳未満
採用など	●志願に基づき選考により採用 ●教育訓練を修了した予備自衛官補は予備自衛官に任用	●志願に基づき選考により採用	●一般：志願に基づき試験により採用 ●技能：志願に基づき選考により採用
階級の指定	●元自衛官：退職時指定階級が原則 ●元予備自衛官、元即応予備自衛官：退職時指定階級が原則 ●予備自衛官補 ・一般：2士・技能：技能資格・経験年数に応じ指定	●元自衛官：退職時階級が原則 ●元予備自衛官：退職時指定階級が原則	●階級は指定しない
任用期間	●3年/1任期	●3年/1任期	●一般：3年以内 ●技能：2年以内
(教育)訓練	●自衛隊法では20日/年以内。ただし、5日/年(基準)で運用	●30日/年	●一般：50日/3年以内(自衛官候補生課程に相当) ●技能：10日/2年以内(専門技能を活用し、自衛官として勤務するための教育)
昇進	●勤務期間(出頭日数)を満たした者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	●勤務期間(出頭日数)を満たした者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	●指定階級がないことから昇進はない
処遇	●訓練招集手当：8,100円/日※ ●予備自衛官手当：4,000円/月※ ※即応予備自衛官となるための訓練に従事する予備自衛官補出身の予備自衛官の訓練招集手当は8,300円/日を支給	●訓練招集手当：10,400~14,200円/日 ●即応予備自衛官手当：16,000円/月 ●動続報奨金：120,000円/1任期	●教育訓練招集手当：8,200円/日※ ※令和元(2019)年度以前の採用試験合格者は7,900円/日を支給
雇用企業への給付金	●即応予備自衛官育成協力企業給付金：560,000円/人 ※予備自衛官補出身の予備自衛官が即応予備自衛官に任用された場合に支給	●即応予備自衛官雇用企業給付金：42,500円/月	-
	●雇用企業協力確保給付金：34,000円/日		
応招義務など	●防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集	●防衛招集、国民保護等招集、治安招集、災害等招集、訓練招集	●教育訓練招集

## (2) 予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補

有事などの際は、事態の推移に応じ、必要な自衛官の所要数を早急に満たさなければならない。この所要数を迅速かつ計画的に確保するため、わが国では予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の3つの制度<sup>2</sup>を設けている。

**参考** 図表IV-1-1-3 (予備自衛官などの制度の概要)

予備自衛官は、防衛招集命令などを受けて自衛官となり、後方支援、基地警備などの要員として任務につく。即応予備自衛官は、防衛招集命令などを受けて自衛官となり、第一線部隊の一員として、現職自衛官とともに任務につく。また、予備自衛官補は、自衛官未経験者などから採用され、教育訓練を修了した後、予備自衛官として任用される。

予備自衛官などは、平素はそれぞれの職業などについているため、定期的な訓練などには仕事のスケジュールを調整するなどして参加する必要があることから、予備自衛官などを雇用する企業の理解と協力が不可欠である。

このため、防衛省は、年間30日の訓練が求められる即応予備自衛官が、安心して訓練などに参加できるよう必要な措置を行っている雇用企業などに対し、その負担を考慮し、「即応予備自衛官雇用企業給付金」を支給している。

また、2017年には、予備自衛官又は即応予備自衛官の雇用主から、訓練招集の予定期間や実運用のために予備自衛官などが招集され自衛官となる予定期間などの情報を求められた場合に、防衛省・自衛隊から当該情報を提供する枠組みを整備するとともに、2018年には、予備自衛官又は即応予備自衛官が、①防衛出動、国民保護等派遣、

災害派遣などにおいて招集に応じた場合や、②招集中の公務上の負傷などにより本業を離れざるを得なくなった場合、その職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を雇用主に支給する「雇用企業協力確保給付金」制度を新設した。

さらに、2020年には、自衛官経験のない者が予備自衛官補を経て予備自衛官に任用され、所定の教育訓練を受け、即応予備自衛官に任用された場合に、当該即応予備自衛官が安心して教育訓練に参加できるよう必要な措置を行った雇用企業に対し、給付金を支給する「即応予備自衛官育成協力企業給付金」制度を新設した。

平成30年7月豪雨<sup>3</sup>、平成30年北海道胆振東部地震<sup>4</sup>で即応予備自衛官が、令和元年東日本台風(台風第19号)<sup>5</sup>、令和2年7月豪雨<sup>6</sup>で即応予備自衛官及び予備自衛官が招集され、物資輸送や生活支援活動などに従事した。また、2020年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための災害派遣では、医師、看護師などの資格を有する予備自衛官を招集し、自衛隊病院などにおいて医療支援などの任務にあたった<sup>7</sup>。

今後も、地震などの災害に対し、予備自衛官などの招集機会の増加が予想されるため、予備自衛官などの充足向上を図る様々な施策を実施している。具体的には、より幅広い層から多種多様な人材を確保するため、2018年に採用・任用基準の拡大を行い、予備自衛官については、士長以下の採用上限年齢を「37歳未満」から「55歳未満」に、継続任用時の上限年齢を「61歳未満」から「62歳未満」に引き上げるとともに、医師の資格を有する者については、上限年齢を設けず、医師の技量が適正に維持され、予備自衛官の任務に支障がな




**動画：予備自衛官等制度の概要**

**URL** : [https://twitter.com/jgsdf\\_reserve/status/1247004431922561026?s=09](https://twitter.com/jgsdf_reserve/status/1247004431922561026?s=09)

<sup>2</sup> 諸外国においても、予備役制度を設けている。

<sup>3</sup> 平成30年7月豪雨に際しては、2018年7月12日から7月30日の間、即応予備自衛官約310名を招集し、災害廃棄物の除去や生活支援活動などに従事した。

<sup>4</sup> 平成30年北海道胆振東部地震に際しては、2018年9月8日から9月23日の間、即応予備自衛官約250名を招集し、生活支援活動などに従事した。

<sup>5</sup> 令和元年東日本台風(台風第19号)に際しては、2019年10月15日から11月8日までの間、即応予備自衛官及び予備自衛官約410名を招集し、災害廃棄物の除去や生活支援活動などに従事した。

<sup>6</sup> 令和2年7月豪雨に際しては、2020年7月7日から7月19日の間、即応予備自衛官及び看護師資格を有する予備自衛官など約350名を招集し、災害廃棄物の除去や医療支援などに従事した。

<sup>7</sup> 2020年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための災害派遣に際しては、2月18日から3月12日の間、医師、看護師などの資格を有する予備自衛官10名を招集し、医療支援などに従事した。

VOICE

活躍する即応予備自衛官と雇用主の声

陸上自衛隊第105補給大隊第2補給中隊 (佐賀県神埼郡)

即応予備3曹 ときひろゆき 博幸

2020年6月から妻が里帰り出産のため、故郷の久留米市田主丸に帰省し、7月4日に第2子である次女が誕生しました。同月5日から九州全域に大雨警報が発表され、筑後川が氾濫の危険もあったため、眠れない日々が続きました。同月7日、即応予備自衛官の災害招集命令が発令されました。派遣に際して、妻や子を見守ってくれた方々に恩を返す時じゃないか、自分も誰かのために行動すべきじゃないか、と強く思ったことを覚えています。

被災地では、物資の管理・輸送任務を中心に活動してきました。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、直接被災者を支援することはありませんでしたが、「自衛官がいるだけでホッとするね。」と会話するのが聞こえてきたことが、とても印象に残っています。

毎月の訓練や今回の災害派遣は、職場の理解や

後押しがあつてのことです。おかげで微力ながら被災者や被災地の助けになったと思います。急な派遣にも関わらず、送り出していただいた職場の皆様、本当にありがとうございました。



山江村体育館にて災害派遣活動に従事する筆者

株式会社六五警備保障

執行役員兼統括本部長 あなみ けんじ 健次氏

弊社は、熊本県内において「施設警備、交通誘導警備」を主とした警備業を行う従業員50人の地場企業です。

現在、即応予備自衛官2人、予備自衛官2人を雇用しており、勤勉で礼儀正しく他の模範となる社員です。人材確保が困難な今日、退職自衛官の採用は大きなメリットがあり、深く感謝しています。

訓練の際は、他社員の理解と協力を得ながら、即応予備自衛官30日、予備自衛官5日の完全出頭を目指すように応援しています。

令和2年7月豪雨災害では、即応予備自衛官1人、予備自衛官2人が派遣され、被災地では廃棄物除去等に当たり、隊員一丸となり頑張ったと報告を受けています。地元の災害で自衛官を派遣していただくことは、県民全体が勇気づけられるとともに心の支えとなっています。今後とも予備自衛官等

の雇用を積極的に行い、微力ながら企業の責任を果たしていく所存です。

最後に自衛隊の皆様方のご苦勞に心から感謝し、今後とも国防のためにご活躍されることを祈念いたします。



株式会社六五警備保障にて筆者近影

いことを確認したうえで、継続任用を認めることとした。

即応予備自衛官については、士長以下の採用上限年齢を「32歳未満」から「50歳未満」へ引き上

げた。また、2019年には、自衛官経験のない予備自衛官補から予備自衛官に任用された者についても、所定の教育訓練を受けたうえで、即応予備自衛官に任用できる制度を新設した。

また、割愛<sup>8</sup>により民間部門に再就職する航空機操縦士を予備自衛官として任用するなど、幅広い分野で予備自衛官の活用を進めている。

### (3) 事務官、技官、教官など

防衛省・自衛隊には、自衛官のほか、約2万1,000人の事務官、技官、教官などが隊員<sup>9</sup>として勤務している。防衛省では、主に、人事院が行う国家公務員採用総合職試験及び国家公務員採用一般職試験、防衛省が行う防衛省専門職員採用試験の合格者から採用を行っている。採用後は、共通の研修を受けたうえで、様々な分野で業務を行っている。

事務官は、本省及び防衛装備庁の内部部局などでの防衛全般に関する各種政策の企画・立案、情報本部での分析・評価、全国各地の部隊や地方防衛局などでの行政事務に従事している。

技官は、本省内部部局、防衛装備庁、全国各地

の部隊や地方防衛局などで、各種の防衛施設（司令部庁舎、滑走路、弾薬庫など）の建設工事、様々な装備品の研究開発・効率的な調達・維持・整備、隊員のメンタルヘルスケアなどに従事している。

教官は、防衛研究所や防衛大学校、防衛医科大学校などで、防衛に関する高度な研究や隊員に対する質の高い教育を行っている。

これら防衛省の事務官等に関し、令和3(2021)年度においては、「令和3年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」（2020年7月21日内閣総理大臣決定）において、重点的に整備する分野の一つとして、「防衛力整備の一層の効率化を図りつつ、適切な安全保障の実施体制を整備する」と記載されたことを踏まえ、防衛大綱、中期防の実施体制を整えるための増員などに取り組んだところである。

**参照** 資料52（防衛省の職員等の内訳）

8 自衛隊操縦士の割愛は、最前線で活躍する若手の操縦士が民間航空会社などへ無秩序に流出することを防止するとともに、一定年齢以上の操縦士を民間航空会社などで活用する制度であり、わが国の航空業界などの発展という観点からも意義がある。

9 防衛省の職員のうち、特別職の国家公務員を「自衛隊員」といい、自衛隊員には、自衛官のほか、事務官、技官、教官などが含まれる。

VOICE

防衛技官の活躍

沖縄防衛局（沖縄県中頭郡嘉手納町）

調達部調達計画課 係長 <sup>みずしま</sup>水島 <sup>かいと</sup>海渡

私は、2013年に防衛技官として入省し、自衛隊及び在日米軍施設における建設関連業務を担っています。この仕事を志望したのは、飛行場における滑走路整備、港湾における護岸整備や、建物周りの土木工事など、多種多様な工事に携わることで日本の平和に貢献できるということに魅力を感じたためです。現在は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境調査業務を担当し、施設利用者はもちろん、周辺環境にも配慮し、皆が喜ぶ施設整備の実施に向けて、自然環境や周辺の生活環境への配慮

に徹底して取り組んでいます。こうしたプロジェクトを通して、沖縄の基地負担軽減に貢献できることにやりがいを感じられる仕事です。



海草の生息環境を調査中の筆者（左から2番目）

陸上自衛隊幹部候補生学校（福岡県久留米市）

総務部管理課営繕班 係員 <sup>いけはら</sup>池原 <sup>りょうた</sup>峻太

私は、2020年4月に防衛技官として採用され、福岡県にある陸上自衛隊幹部候補生学校で勤務をしています。陸上自衛隊に関心を持ったのは、九州の大学在学中に、熊本地震や九州北部豪雨等の自然災害が起こり、その際の自衛隊の災害派遣報道を見たことがきっかけです。

事を実施しています。

今後、自衛隊施設を支える防衛技官として、多くの施設建設に携わり、日本の安全保障に貢献していきたいです。

就職先を考える中で、大学で学んだ建築の知識を陸上自衛隊の施設建設に生かせることを防衛省の業務セミナーで知り、陸上自衛隊への就職を決めました。現在は駐屯地内のアスファルト舗装工



アスファルト舗装工事における測量中の筆者

2 日々の教育

1 自衛官の教育

部隊を構成する自衛官個々の能力を高めることは、部隊の任務遂行に不可欠である。このため、各自衛隊の教育部隊や学校などで、階級や職務に応じて段階的かつ体系的な教育を行い、必要な資質を養うと同時に、知識・技能を修得させている。

教育には、特殊な技能を持つ教官の確保、装備品や教育施設の整備など、非常に大きな人的・時

間的・経済的努力が必要である。専門の知識・技能をさらに高める必要がある場合や、自衛隊内で修得することが困難な場合などには、海外を含む部外教育機関、国内企業、研究所などに教育を委託している。さらに、中期防に基づき領域横断的な統合運用を推進するため、統合教育の強化や教育課程の共通化を図るとともに、先端技術の活用、女性自衛官を含む採用層の拡大に伴う教育基盤の整備を図ることとしている。



VOICE

国内外の大学院などで学ぶ隊員の声

**National Defense University**  
**The Dwight D. Eisenhower School for**  
**National Security and Resource Strategy**  
**(アメリカ合衆国) 1等陸佐 古庄 明裕**  
**(現所属：陸上自衛隊教育訓練研究本部付)**

私は、2020年7月から1年間、ワシントンDCにある米国防大学の国家安全保障・資源戦略大学院で学びました。この大学は、大統領等を補佐できるシニアリーダーの育成を目的としており、これまでにアイゼンハワー大統領をはじめとした世界各国の政府高官を輩出してきました。学生は、米軍人のほか、大統領府、国務省等の参事官等や留学生（大佐級）からなり、多様なキャリアをもった学生たちとの切磋琢磨を通じて幅広い視野と戦略的思考を身につけることができました。今後は、ここで得た成果を活かし、わが国の防衛により一層貢献していきたいと思っています。



米国防大学にて

**Columbia University, School of International and Public Affairs (SIPA) (アメリカ合衆国)**  
**3等海佐 横川 亮太**  
**(現所属：海上自衛隊幹部学校)**

私は、安全保障政策及び国際紛争解決について学ぶため、2020年9月からニューヨーク市に所在するコロンビア大学国際公共政策大学院に留学しております。日々の授業では、著名な教授陣から提供される貴重な学術研究及び現場体験に対し、世界30か国以上から集まる多種多様な学生達と問題意識を交換しており、留学生活は自身の知見を広げる素晴らしい機会となっています。



コロンビア大学メインキャンパスにて

帰国後は、留学中に培った幅広い視野及び知識を存分に発揮し、防衛省・自衛隊の任務に貢献していく所存です。

**Australian Defence College (オーストラリア)**  
**防衛書記官 折戸 栄介**  
**(現所属：内部部局地方協力局地方調整課長)**

私は、2020年1月から約1年間、豪州国防大学の国防戦略研究課程を受講しました。同課程は、戦略レベルの思考を身につけることを主眼としているのですが、まさに課程の最中に新型コロナウイルスの世界的な拡散が起こり、講義と議論の焦点も「アフター・コロナ」の世界がどうなっていくか、そしてどのようにそれぞれの国や地域、世界全体を平和で安定的なものにしていくかといった点に自然と移っていきました。

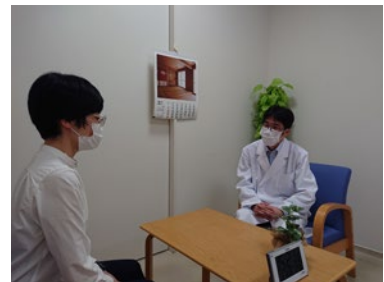


卒業式で特別賞 (Geddes Gavel Award) を受賞する筆者 (中央)

こうした中で、同課程で豪州をはじめとする多くの国からの大佐級の軍人や職員とともに議論し、様々な見方を吸収することができたことは、今後安全保障政策に携わっていく自分にとってかけがえのない財産だと思っています。

**東京都立大学大学院 人文科学研究科人間科学専攻臨床心理学教室 (東京都八王子市)**  
**1等空尉 永井 陽介**

私は、大学を卒業後、航空自衛隊に入隊し、航空機を整備する部隊で数年間勤務した後、国内大学院研修の希望が叶い、東京都立大学大学院に進学しました。



カウンセリングを行う筆者 (右)

現在、博士前期課程に在籍し、カウンセリングなどの心理の実務を行う上で必要となる理論や技法を習得するため、勉学に勤しんでいます。研修終了後は、臨床心理士などの資格を取得し、研修で培った技能をもって、部隊におけるカウンセリング業務やメンタルヘルス施策に携わり、隊員の心の健康の保持増進を通じて、部隊の任務遂行に寄与していきたいと考えております。

### 3 人的資源の効果的な活用に向けた施策など

#### 1 人材の有効活用など

自衛隊の人的構成は、これまで全体の定数が削減されてきた一方、装備品の高度化、任務の多様化・国際化などへの対応のため、より一層熟練した者、専門性を有する者が必要となっている。

このような状況を踏まえ、防衛大綱などでは、自衛隊の精強性にも配意しつつ、知識・技能・経験などを豊富に備えた高齢人材の一層の活用を図るため、自衛官の若年定年年齢を現中期防期間中に1歳、次期中期防期間中に1歳、階級ごとに段階的に引き上げることとしており、2020年に1尉から1曹、2021年に1佐から3佐までの引上げを実施した。また、定年退職後の再任用（定年から65歳まで可）を引き続き拡大するほか、部隊などにおける自衛隊の専門性の高い分野において退職自衛官の技能の活用を促進することとしている。

さらに、AIなどの技術革新の成果を活用した無人化・省人化などを推進するため、AIの活用促進などにかかるアドバイザー業務の外部委託やAI・データ分析官の採用に向けた取組により、AI活用に関する支援態勢を構築するとともに、部外委託講習により部内人材の育成を図るなど、

AI活用にかかる環境整備を行っている。

加えて、限られた人員で稼働率を確保していく観点から、海自の一部艦艇では、複数クルーで交替勤務し稼働日数の増加を図るクルー制を導入しており、新型護衛艦（FFM）についてもクルー制の導入を検討している。

参照 図表Ⅳ-1-1-4（自衛官の階級と定年年齢）

#### 2 生活・勤務環境の改善及び処遇の向上

防衛大綱及び中期防は、全ての自衛隊員が高い士気を維持し、自らの能力を十分に発揮し続けられるよう、生活・勤務環境の改善を図ることとしている。具体的には、即応性確保などのために必要な隊舎・宿舍の確保及び建替えを加速し、同時に、施設の老朽化対策及び耐震化対策を推進するほか、老朽化した生活・勤務用備品の確実な更新、日用品などの所要数の確実な確保などを実施することとしている。

また、自衛官は厳しい環境下において任務を遂行するため、任務や勤務環境の特殊性などを踏まえ、処遇を改善することとしている。自衛官の任務の危険性などの特殊性、官署が所在する地域の特性に応じた適切な処遇を確保するため、特殊勤務手当<sup>10</sup>などの改善を図るとともに、災害対処能力などの向上のため簡易ベッドの整備や非常用糧食の

図表Ⅳ-1-1-4 自衛官の階級と定年年齢

階級	略称	定年年齢
陸将・海将・空将	将	60歳
陸将補・海将補・空将補	将補	
1等陸佐・1等海佐・1等空佐	1佐	57歳
2等陸佐・2等海佐・2等空佐	2佐	
3等陸佐・3等海佐・3等空佐	3佐	
1等陸尉・1等海尉・1等空尉	1尉	55歳
2等陸尉・2等海尉・2等空尉	2尉	
3等陸尉・3等海尉・3等空尉	3尉	
准陸尉・准海尉・准空尉	准尉	
陸曹長・海曹長・空曹長	曹長	
1等陸曹・1等海曹・1等空曹	1曹	
2等陸曹・2等海曹・2等空曹	2曹	
3等陸曹・3等海曹・3等空曹	3曹	
陸士長・海士長・空士長	士長	
1等陸士・1等海士・1等空士	1士	-
2等陸士・2等海士・2等空士	2士	

(注) 1 統幕長、陸幕長、海幕長又は空幕長の職にある陸将、海将又は空将である自衛官の定年は、年齢62歳  
 2 医師、歯科医師及び薬剤師である自衛官並びに音楽、警務、情報総合分析、画像地理・通信情報の職務に携わる自衛官の定年は、年齢60歳



生活・勤務環境の改善

10 2020年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための災害派遣活動等に従事した職員に対し、災害派遣等手当の特例を措置している。

改善を実施しているほか、隊員が士気高く、誇りを持って任務を遂行できるよう、功績を適切に顕彰するため、防衛功労章の拡充をはじめとした栄典・礼遇に関する施策を推進することとしている。

さらに、2019年には厳しい募集環境を踏まえ、防衛省職員給与法を改正し、特に初任給に重点を置いた給与の引上げを行った。

### 3 隊員の退職と再就職のための取組など

自衛隊の精強性を保つため、多くの自衛官は、50代半ば（若年定年制自衛官）又は20代～30代半ば（任期制自衛官）で退職することから、その多くは、退職後の生活基盤の確保のために再就職が必要である。

再就職の支援は、雇用主たる国（防衛省）の責務であり、自衛官の将来への不安の解消や優秀な人材確保のためにも極めて重要であることから、再就職に有効な職業訓練などの支援施策を行っている。

また、防衛省は自ら職業紹介を行う権限を有していないため、一般財団法人自衛隊援護協会が、厚生労働大臣と国土交通大臣の許可を得て、退職自衛官のための無料職業紹介事業を行っている。

退職自衛官は、職務遂行と教育訓練によって培われた、優れた企画力・指導力・実行力・協調性・責任感などのほか、職務や職業訓練などにより取得した各種の資格・免許も保有している。このため、地方公共団体の防災や危機管理の分野をはじめ、金融・保険・不動産業や建設業のほか、製造業、サービス業など幅広い分野で活躍している。

退職自衛官の再就職支援については、防衛大綱及び中期防に基づき、引き続き職業訓練課目の拡充や、退職前の段階的な資格取得などの支援を行うとともに、退職自衛官の知識・技能・経験を活用するとの観点から、地方公共団体や関係機関との連携を強化しつつ、退職自衛官のさらなる活用を進めるなど、一層の充実を図ることとしている。

特に、地方公共団体の防災部局には、2021年3

月末時点で、46都道府県に104名、431市区町村に508名の計612名の退職自衛官が危機管理監などとして在職しており、地方公共団体との連携を強化するとともに、防災をはじめとする危機管理への対処能力への向上につながることから、これらの取組を一層強化し、地方公共団体の防災部局での退職自衛官の活用を積極的に支援していくこととしている。

なお、防衛省では、地方公共団体の防災部門などへの採用を希望する退職予定自衛官向けに「防災・危機管理教育」を実施しており、本教育を受講した者は申請により内閣府から「地域防災マネージャー」の資格が付与されている。従来、資格が付与されるための条件は、自衛官は、「3佐以上ないし1尉であって3佐の実質的な職務経験があること」であったが、防衛省・自衛隊として、災害派遣における自衛官の任務の実態などを踏まえ、地域防災マネージャーの要件の拡充について関係省庁と調整を行った結果、2021年4月から「1尉以上ないし2尉であって1尉の実質的な職務経験があること」に拡大された。

また、令和3（2021）年度には、任期制自衛官の充足の維持・向上に加え、予備自衛官及び即応予備自衛官の充足向上を図るため、任期制自衛官の任期満了後に国内の大学に進学した者が、その在学期間中、予備自衛官又は即応予備自衛官に任官した場合、任期制自衛官退職時進学支援給付金を支給することとした。

□ 参照 図表Ⅳ-1-1-5（再就職支援施策として行っている主な職業訓練）

図表Ⅳ-1-1-6（令和2（2020）年度再就職支援実績）

一方、自衛隊員の再就職については、従来の事前承認制に替わって、2015年10月から新たな再就職等の規制が導入され、一般職の国家公務員と同様に、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するため、3つの規制（①他の隊員・OBの再就職依頼・情報提供等の規制、②在職中の利害関係企業等への求職の規制、③再就職者による依頼等（働きかけ）の規制）<sup>11</sup>が設けられた。これらの規制の遵守状況については、隊員としての前歴を

11 自衛隊法第65条の2、第65条の3及び第65条の4に規定

VOICE

自衛隊新卒について～再就職した隊員と雇用主の声～

「自衛隊新卒とは」

自衛隊での任期を修了し民間企業へ就職する任期制自衛官は、自衛隊に入隊し、各種教育や厳しい訓練を通じて、規律正しさ、責任感、実行力、チームワークなどの社会人としての基本的な素養を身につけています。このような任期制自衛官について、「自衛隊を中途退職した」という誤解が生じないように、「自衛隊新卒」と呼ぶこととしました。

自衛隊新卒の声

三井不動産レジデンシャルサービス株式会社  
 第四統括支社 埼玉支店  
 フロントマネージャー 小山 隼矢 氏

私は航空自衛隊松島基地で3年間勤務し、任期を修了後マンション管理会社である「三井不動産レジデンシャルサービス株式会社」に入社しました。自衛隊から民間企業への就職にあたり、業務内容から社内の雰囲気まで全く異なる環境に足を踏み入れることに戸惑いもありましたが、入社後の研修が充実しており、一から業務に馴染んでいける内容となっていました。また、就職活動の際には基地援護室の手厚い支援もあり、就職活動と自衛隊業務を両立することができました。

今後は同期とともに切磋琢磨しながら自衛隊で培った気力や体力を活かしつつ、新たなキャリアを積んでいきたいと思えます。



三井不動産レジデンシャルサービス株式会社  
 第四統括支社 埼玉支店 フロントマネージャー  
 小山 隼矢 氏

雇用主の声

三井不動産レジデンシャルサービス株式会社  
 取締役会長 高松 茂 氏

当社は三井不動産グループのマンション管理会社として三井不動産レジデンシャルが開発・分譲したマンションを中心に超高層マンションから再開発に伴う大規模・都市型マンションなど首都圏と中部エリアにて約21万戸を管理しております。

2019年より自衛官の紹介を受け、2020年に初めて任期制自衛官と定年退職自衛官が各1名入社しております。自衛官として組織に所属し、厳しい規律のもとで勤務していたこともあり、上下関係を理解し、常に明るく何事にも積極的な姿勢で業務に取り組み、同僚とのコミュニケーションも円滑に勤務し活躍しております。



三井不動産レジデンシャルサービス株式会社  
 取締役会長 高松 茂 氏

有しない学識経験者から構成される監視機関（防衛人事審議会再就職等監視分科会、内閣府再就職等監視委員会）において監視するとともに、不正な行為には罰則を科すことで厳格に対応することとしている。

あわせて、内閣による再就職情報の届出・公表

について制度化し、再就職情報の一元管理・情報公開を的確に実施するため、自衛隊員のうち管理職隊員（本省企画官相当職以上）であった者の再就職状況について毎年度内閣が公表することとしている。直近では、令和元（2019）年度に提出された再就職情報の届出のうち管理職隊員であった

解説

危機管理産業展 2020 への出展～危機管理分野における退職自衛官の雇用促進～

航空自衛隊は2020年10月21日から23日までの間、東京都江東区の東京ビッグサイトで開催された「危機管理産業展」に出展しました。当産業展は、危機管理をテーマにした国内最大級の総合トレードショーであり、「防災・減災」、「事業リスク対策」、そして「セキュリティ」の3分野を柱に、例年、最新の製品、サービスなどが一堂に集結します。航空自衛隊がPRしたのは、危機管理に強い「人材」としての退職自衛官です。「平時の備えが未来を救う～退職自衛官活用のススメ～」をキャッチフレーズとして、来場した企業関係者に退職自衛官の活用を勧める広報活動を実施しました。今回はコロナ禍により全体の来場者数は減少していましたが、ブルーインパルスをモチーフにした出展ブースも好評を博し、多くの方々にご来場いただきました。特設ステージでは、OBのご協力を得てステージプレゼンテーションを企画し、退職自衛官の有用性について大いにPRして

いただきました。自然災害等が多いわが国において、在職期間を通じて危機管理に従事してきた退職自衛官の経験と能力をお役に立てられる場はまだあると思っています。自衛官が50代半ばの若さで定年退職することや、20代から30代で任期満了退職する自衛官もいることを、広く知っていただく余地があることも認識しました。貴重な人的資源である退職自衛官について、引き続き発信していきます。



危機管理産業展 2020 へ出展する様子

VOICE

地方公共団体などの防災部局で活躍する退職自衛官の声  
～全国初の「広域圏事務組合」危機管理官～

奥能登広域圏事務組合 危機管理官 佐藤 令氏

奥能登広域圏事務組合は、輪島市、珠洲市、能登町及び穴水町の2市2町で広域消防や空港利用促進業務等を行う特別地方公共団体です。2019年10月、広域防災に関する事項と危機管理官の設置に関する条例等の改正を行い、全国初の危機管理専門ポストが作られました。

私の業務は、各市町が作成する地域防災計画、国民保護計画及び防災訓練等に関する指導、助言並びに災害等発生時における自衛隊など関係機関との連絡調整に関する事項です。

具体的な活動として、防災対策会議等への参加や防災訓練計画の作成支援のほか、毎月、各市町危機管理担当部局を訪問し意見交換・情報提供を行う業務や、防災士・中高生・団体等に対する防災教育・講演等の防災啓発活動を行っています。2020年6月には新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、陸上自衛隊（金沢）への災害派遣要請にかかる調整を行い、圏内の医療従事者、社会福祉関係職員、消防職員等約140名に対する感染防護服着脱及びゾーン設定要領等の教育・訓練を実施

していただいたことにより、職員の対処能力向上や施設内のクラスター防止手順の策定等、大きな成果を生むことができました。



消防本部職員と筆者（中央）



防災訓練における筆者の様子（筆者：左から2人目）

図表Ⅳ-1-1-5 再就職支援施策として行っている主な職業訓練

自衛隊は精強性を保つため、多くの自衛官は、50代半ば（若年定年制自衛官）または20代～30代半ば（任期制自衛官）で退職することになる。

退職後の再就職の支援は、雇用主たる国（防衛省）の責務であり、将来の不安の解消や優秀な人材の確保のためにも極めて重要であることから、再就職に有効な職業訓練などの再就職支援施策を行っている。

■ 任期制隊員の再就職支援



■ 若年定年退職隊員の再就職支援



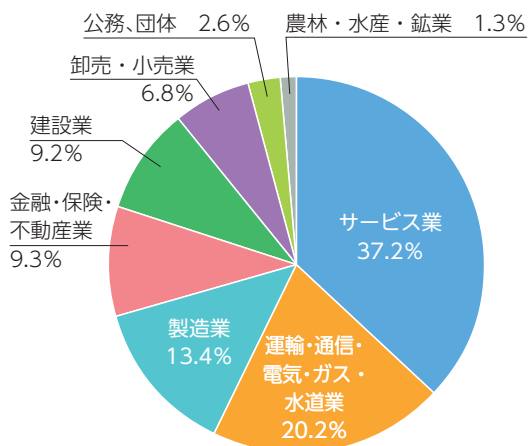
■ 再就職支援施策として行っている主な職業訓練

自動車運転	● 大型自動車 ● 普通自動車 ● 大型特殊自動車 ● 準中型自動車 ● 中型自動車
施設機械等運転	● フォークリフト ● ボイラー技士 ● 車両系建設機械 ● クレーン運転士 ● 高所作業車
電気通信技術	● 電気工事士 ● 電気主任技術者 ● 電気通信工事担当者 ● 特殊無線技士
危険物等取扱	● 危険物取扱者 ● 毒物劇物取扱責任者 ● 高圧ガス製造保安責任者 ● 第3種冷凍機械責任者
労務等実務	● 警備員検定 ● ドローン操縦士 ● 運行管理者 ● 倉庫管理主任者 ● 海技士 ● 社会保険労務士
情報処理技術	● パソコン基礎検定 ● マイクロソフトオフィススペシャリスト ● ITパスポート ● 基本(応用) 情報技術者
社会福祉関連	● 介護職員初任者研修 ● 福祉住環境コーディネーター ● メンタルヘルスマネジメント ● サービス介助士
法務等実務	● 宅地建物取引士 ● 秘書検定 ● 行政書士 ● 国内旅行業務取扱管理者 ● 通関士
その他	● 防災・危機管理教育 ● ファイナンシャルプランナー ● 日商簿記 ● TOEIC ● ネイリスト ● 調理師 ● 消防設備士 ● 衛生管理者 ● マンション管理士 ● 溶接技能者 ● 自動車整備士 ● 医療事務 ● 調剤報酬事務 ● 介護事務 ● 医療保険事務

※各区分ごとの職業訓練課目名は受講者の多い順で記載している。

※上記を含め、約150課目の職業訓練の受講を可能としている。

図表Ⅳ-1-1-6 令和2（2020）年度再就職支援実績



**任期満了**  
退職者に対する再就職支援実績

再就職支援希望者数	1,213人
就職決定者数	1,209人
就職決定率	99.7%

**若年定年**  
退職者に対する再就職支援実績

再就職支援希望者数	1,496人
就職決定者数	1,459人
就職決定率	97.5%

者の届出を取りまとめ、2020年10月、計203件を公表した。

□ 参照 資料53 (再就職等支援のための主な施策)

資料54 (退職自衛官の地方公共団体防災関係部局における在職状況)

#### 4 家族支援への取組

平素からの取組として、部隊と隊員家族の交流や隊員家族同士の交流などのほか、大規模災害など発生時の取組として、隊員家族の安否確認について協力を受けるなど、関係部外団体などと連携した家族支援態勢の整備についても推進している。

また、中期防においても、対処態勢を長期にわたり持続可能とする観点から、隊員家族に配慮した各種の家族支援施策を推進するとしており、海外に派遣される隊員に対しては、メールやテレビ電話など家族が直接連絡できる手段の確保や、家族からの慰問品の追送支援などを行っている。さらに、家族説明会を開催して様々な情報を提供するとともに、留守家族専用の相談窓口(家族支援センター)や隊員家族向けホームページなどを設置して各種相談に応じる態勢をとっている。

#### 5 厳正な服務規律の保持のための取組

近年、防衛省・自衛隊に対して国民から多くの期待が寄せられており、自衛隊がその実力を最大限に発揮して任務を遂行するためには、国民の支持と信頼を勝ち得ることが必要不可欠であり、そのためには常に規律正しい存在であることが何よ

り求められている。

防衛省・自衛隊では、高い規律を保持した隊員を育成するため、従来から「防衛省薬物乱用防止月間」、「自衛隊員等倫理月間」、「防衛省職員ハラスメント防止週間」の期間を設けて、遵法意識の啓発に努めるとともに、服務指導の徹底などの諸施策を実施している。

また、防衛力の中核は隊員であり、自衛隊が組織力を発揮し、さまざまな事態にしっかりと対応していくためには、隊員が士気高く安心して働ける環境を構築する必要がある。

パワー・ハラスメントやいじめは、隊員の人格・人権を損ない、自殺事故にもつながる行為であり、周囲の勤務環境にも影響を及ぼす大きな問題である。パワー・ハラスメント対策の一環として、平成28(2016)年度に人事教育局服務管理官付に「防衛省パワハラホットライン」を常設し、隊員からの相談に対応しているが、その相談件数は、平成29(2017)年度が140件、平成30(2018)年度が252件、令和元(2019)年度が519件、令和2(2020)年度が1,010件と、年々倍増している。

□ 参照 図表Ⅳ-1-1-7 (防衛省パワハラホットライン相談件数の推移)

パワー・ハラスメントは、隊員の認識不足や上司と部下との間のコミュニケーション・ギャップなどの問題に起因しており、それらの問題を解消していくため、①隊員の啓発・意識の向上のための集合教育・e-ラーニング、②隊員(特に管理職)の理解促進・指導能力向上のための教育、③相談体制の改善・強化などの施策を行っている。



海外派遣隊員の家族に対する説明会(2019年5月)



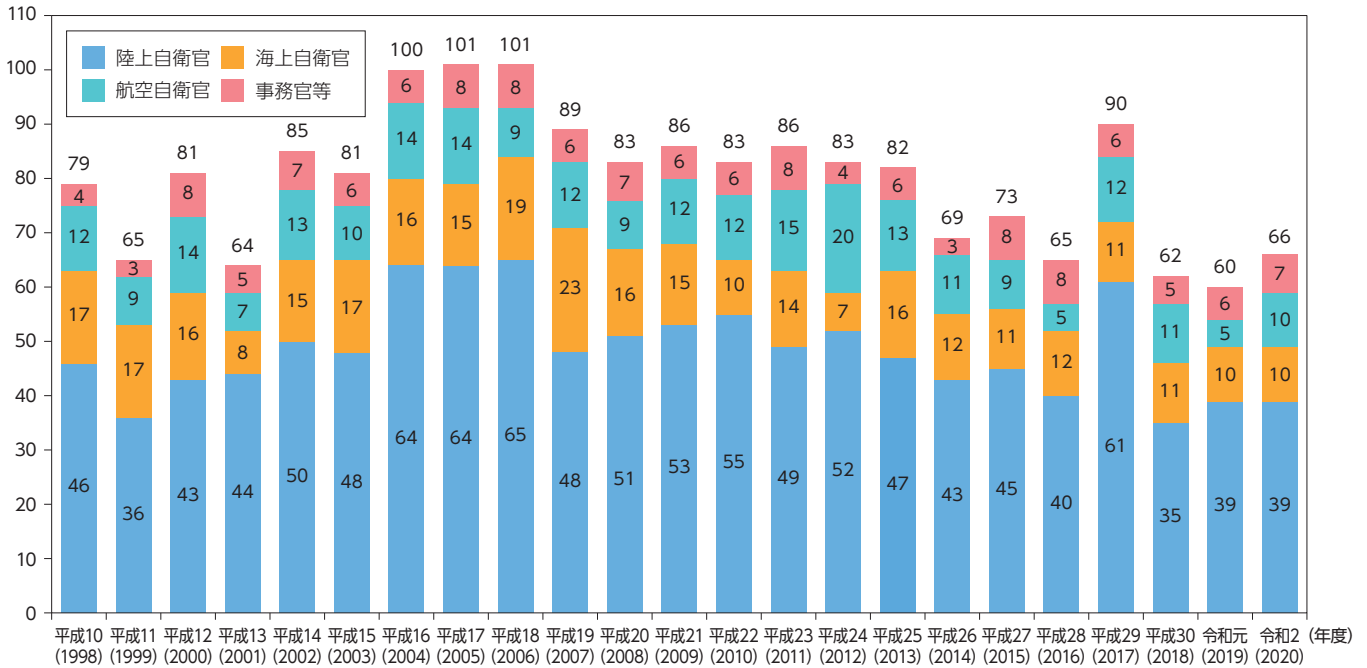
ハラスメント防止教育を受講する隊員の様子

図表Ⅳ-1-1-7 防衛省パワハラホットライン相談件数の推移

(単位：件数)

区分	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度
防衛省パワハラホットライン	92	140	252	519	1,010
各機関等相談窓口	96	139	271	419	332
合計	188	279	523	938	1,342

図表Ⅳ-1-1-8 自衛隊員の自殺者数の推移



第1章

人的基盤と衛生機能の強化

また、暴行、傷害及びパワー・ハラスメント等の規律違反の根絶を図るため、2020年3月から懲戒処分の基準を厳罰化した。

さらに、令和2(2020)年度から第三者である弁護士によるハラスメント相談窓口を設置した。

### 6 自衛隊員の自殺防止への取組

自衛隊員の自殺者数は、平成16(2004)年度から平成18(2006)年度は100人以上であったが、平成19(2007)年度以降は、緩やかな減少傾向となり、令和2(2020)年度は66人となっている。しかしながら、依然として、60人以上の貴重な隊員の命が自殺により失われていることは、組織にとって多大な損失であるとともに、御家族にとっても大変痛ましいことである。

参照 図表Ⅳ-1-1-8 (自衛隊員の自殺者数の推移)

令和元(2019)年度の自殺事故の状況について調査したところ、10代・20代の若い隊員及び50

代の中高年の隊員の自殺者数が人員比よりも多いことや、勤務環境や生活環境に変化のあった隊員の自殺事故が多いことが確認された。

このような状況を踏まえ、令和2(2020)年度は、きめ細やかな隊員の心情把握を行うとともに、メンタルヘルス不調の兆候のある者に対しては、部外カウンセラーの利用や医療機関での受診を行うように積極的に指導するなどの対策を行っている。

また、自殺者が多い傾向にある7~9月に備え、令和3(2021)年度からメンタルヘルス施策強化期間を6~7月に設定するなどの施策を進めている。

### 7 殉職隊員への追悼など

1950年に警察予備隊が創設され、保安隊・警備隊を経て今日の自衛隊に至るまで、自衛隊員は、国民の期待と信頼に応えるべく日夜精励し、旺盛な責任感をもって、危険を顧みず、わが国の



平和と独立を守る崇高な任務の完遂に努めてきた。その中で、任務の遂行中に、不幸にしてその職に殉じた隊員は2,000人を超えている。

防衛省・自衛隊では、殉職隊員が所属した各部隊において、殉職隊員への哀悼の意を表するため、葬送式を行うとともに、殉職隊員の功績を永久に顕彰し、<sup>しんじん</sup>深甚なる敬意と哀悼の意を捧げるため、内閣総理大臣参列のもと行われる自衛隊殉職隊員追悼式など様々な形で追悼を行っており、令和2年度自衛隊殉職隊員追悼式では、25柱（陸自14柱、海自8柱、空自2柱、機関等1柱）を顕彰している<sup>12</sup>。



菅内閣総理大臣参列のもと行われた令和2年度自衛隊殉職隊員追悼式

<sup>12</sup> 自衛隊殉職者慰霊碑は、1962年に市ヶ谷に建てられ、1998年、同地区に点在していた記念碑などを移設し、「メモリアルゾーン」として整理された。防衛省では毎年、殉職隊員の御遺族をはじめ、内閣総理大臣と防衛大臣以下の防衛省・自衛隊高級幹部のほか、歴代の防衛大臣などの参列のもと、自衛隊殉職隊員追悼式を行っている。また、メモリアルゾーンにある自衛隊殉職者慰霊碑には、殉職した隊員の氏名などを記した銘版が納められており、国防大臣などの外国要人が防衛省を訪問した際、献花が行われ、殉職隊員に対して敬意と哀悼の意が表されている。このほか、自衛隊の各駐屯地及び基地において、それぞれ追悼式などを行っている。